

1 県営住宅のしくみ

県営住宅は、県が国の補助を受けて建設した住宅で、県民の皆さんの大切な公共財産です。

県営住宅の管理業務については、長崎県（土木部住宅課）と長崎県住宅供給公社及び西海市がそれぞれ役割分担して行っています。

県では、住宅の建設、管理計画や募集計画の策定、古い住宅の建替え、家賃の収納管理、家賃滞納者などに対する法的措置などの業務を行っています。

公社と西海市では、県からの委託に基づき募集業務や入居許可、住宅の修繕、駐車場の管理（一部団地）、迷惑行為に対する指導など、入居から退去に至るまでの事務と敷地の保全業務を、県に代わって行っています。

公社では、事務を迅速かつ適切に処理するため、本社（長崎市）のほか県下3か所に事務所を設置しています。

県及び公社の事務所には、家賃の徴収、納入指導を主な業務とする家賃徴収事務嘱託員を配置しています。

■住宅管理人の役目

各団地には、入居者の皆さんと県とのパイプ役として、住宅管理人（いわゆる管理人さん）を配置しています。（一部の棟を除く）

管理人さんの主な業務

- ☆ 住棟や共同施設及び団地内の異常な箇所を発見したとき公社等に連絡します。
- ☆ 皆さんへ、県からのお知らせ文書などの配布をします。
- ☆ その他、県からの軽易な依頼事務を行います。

なお、一部の団地においては家賃徴収事務嘱託員を兼ねた専任管理人を配置しています。